

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの体制構築・機構改革を重要課題と認識し、取り組んでおります。

当社は、監査役会による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社の経営体制を採用しております。また、会社の機関として、株主総会、取締役会を設置しております。この他「経営会議」を設置しており、業務執行における迅速かつ的確な意思決定や機動的対応を図っております。

当社の取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次確認しております。また、経営意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営のさらなるスピードアップと責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役及び執行役員による経営会議を原則週1回開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

報告日現在の当社の経営体制は、取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)、執行役員7名(うち取締役の兼任3名)で構成されております。

また、監査体制につきましては、監査役会のもと、監査役は取締役会とはもとより経営会議等の社内の重要会議に出席し、会社の状況及び経営の執行状況についても監査を実施しているほか、監査役会を通じて、監査役相互に密接な情報交換、協議を行う等経営監視機能の充実に努めております。

加えて、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、適宜、適切なアドバイスを受けております。

会計監査人である監査法人は、桜橋監査法人と監査契約を締結しております。税務関連業務につきましても税理士と顧問契約を締結しアドバイスをを受けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社濱田ホールディングス	2,206,200	20.05
濱田 佳治	959,400	8.72
メットライフ生命保険株式会社	549,600	4.99
濱田 亜季子	472,200	4.29
富国生命保険相互会社	450,000	4.09
住友生命保険相互会社	410,000	3.72
太陽生命保険株式会社	365,500	3.32
AIG富士生命保険株式会社	273,000	2.48
三井住友海上火災保険株式会社	249,400	2.26
株式会社アイレップ	205,000	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	9月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木目田 裕	他の会社の出身者											
宮本 富生	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木目田 裕	○	——	企業法務において弁護士として豊かな経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行えるものと判断しております。また、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反する恐れがないと判断し、社外取締役及び独立役員に選任しております。
宮本 富生	○	主要な取引先でありますメットライフアlico生命保険株式会社(現メットライフ生命保険株式会社)に平成26年6月まで勤務しておりました。	保険会社における経営者としての豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただきたいと、社外取締役に選任しております。また、上記項目に該当するものの現在は出身会社の影響を受ける立場ではなく、当社経営意思決定の健全性、透明性の向上に資するものと考え、また、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反する恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携につきましては、定例的に会合を開催し、監査計画ならびに監査実施状況の報告が行われ、相互の連携が図られております。

内部監査計画については策定時に監査役に報告され、内部監査の実施状況についても毎月監査役に報告され、連携が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
畠山 隆	他の会社の出身者													
竹田 忠利	他の会社の出身者													
桑 章夫	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠山 隆	○	――	監査役としての豊富な経験や知識を当社における監査に活かしていただけるものと判断しております。また、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反する恐れがないと判断し、社外監査役及び独立役員に選任しております。
竹田 忠利	○	――	金融機関関連会社の取締役を経験し、経営の客観性や中立性を的確に判断でき、また経営陣から独立しているため一般株主と利益相反する恐れがないと判断し、社外監査役及び独立役員に選任しております。
桑 章夫	○	――	公認会計士の資格を持ち、当社の内部統制システム構築において適切なアドバイスを行えるものと判断でき、また、一般株主と利益相反する恐れがないと判断し、社外監査役及び独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新	5名
-----------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
2015年9月期における当社の役員に対する役員報酬は以下のとおりであります。 取締役を支払った報酬 150百万円 監査役を支払った報酬 36百万円	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、取締役会事務局ならびに経営会議事務局として管理部のスタッフ1名(部長職)が従事し、社外取締役及び社外監査役への資料の事前配布及び事前説明等を行い、サポートの任にあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会
取締役会は、5名の取締役で構成され、監査役出席のもと、原則毎月1回開催するほか、必要に応じ随時臨時取締役会を開催しており、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。
2. 監査役会
監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、各監査役は、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会や経営会議をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。なお、監査役は、会計監査人より会計に関する監査計画の説明を受け、また、監査報告書及び監査に関する資料を受領するとともに、重要事項について説明を求めることにより、会計監査人との連携を図っております。また監査役は、業務監査の一環として内部監査室と連携し、当社の内部統制の整備状況、運用状況及びその検証について監視しております。
3. 経営会議
当社では、取締役及び執行役員による経営会議を原則週1回開催し、経営上の議案の協議を行っております。加えて、原則毎月1回、各部門責任者を加え、拡大経営会議を開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。
4. 内部監査体制
内部監査については、内部監査室を設置し、責任者1名と担当者で構成されております。内部監査室は、業務の実施状況と規則への適合性の検証を中心とした従来の検査業務を拡充し、リスク評価を含む内部管理の適合性・有効性を検証・評価し、改善に向けた提案を行っております。また、監査結果につきまちは関連部署と対応策等を協議のうえ、代表取締役への報告を行っております。
5. コンプライアンス委員会
当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する方針や施策について協議しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、担当取締役、監査役、コンプライアンス本部長にて構成されており、原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。
6. ガバナンス委員会
当社は、ガバナンス委員会を設置し、取締役、執行役員、監査役への牽制機能の強化を図っております。ガバナンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社内委員、社外委員及び監査役にて構成されており、原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。
7. 会計監査
会計監査につきましては、法令に基づき、桜橋監査法人の監査を受けております。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。
当連結会計年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の体制は以下のとおりであります。
(当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名)
指定社員 業務執行社員 川崎 健一
指定社員 業務執行社員 富田 鉄平
(当社の会計監査業務に係る補助者の構成)
公認会計士 5名
その他 1名
8. 独立役員
コーポレートガバナンスの充実に向けた取組みの一つとして、独立役員5名(社外取締役2名、社外監査役3名)を指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名中3名の社外監査役を選任し、客観的かつ中立的な立場からの経営監視機能を確保しております。このように、経営からの独立性が高い監督機能の充実を図ることが合理的であると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は9月であり、株主総会の開催日は一般的な集中日とは重なりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表時(5月)と本決算発表時(11月)にアナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算及び決算説明資料の開示はもとより、適時開示規則に則りオフィシャルホームページにて開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報を担当する管理部にIR専任の担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重についての規程は特に設けておりませんが、経営理念に基づき、会社を取り巻く全てのステークホルダー(株主、お客様、従業員、取引先等)に対する満足度の向上を目指すとともに、健全な事業活動を通じて社会の発展に貢献します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」及び「広報マニュアル」において、情報開示担当を定め、できる限り早期に適切な経営情報のディスクロージャーを推進することを基本方針として定め、そのための体制を整備し実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社から成る企業集団(以下、当社グループ)は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、「基本理念」、「倫理規程」及び「コンプライアンスマニュアル」等を制定し、当社グループの取締役及び従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとることを義務付ける。また、その徹底を図るため、当社にコンプライアンス本部を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。当社に内部監査室を設置し、コンプライアンス本部と連携の上、当社グループにおけるコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としてスピークアップ制度を設置・運営する。

(2) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、反社会的勢力に対する基本方針に則り、組織として対応して断固として拒絶し、取引関係を、含め一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 取締役会規則及び文書取扱規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。))に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(2) 取締役会規則及び文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとする。

3. 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループにおいて「経営危機管理規程」、「システムリスク管理規程」及び「情報セキュリティ対策基準および管理手順」等のリスク管理に関する規程を定め、各種のリスクについて主管部署を決め対応マニュアルの整備、研修を実施する等の対応を図る。各種リスク管理上必要な対策については、当社の取締役、執行役員及び部長らで構成される拡大経営会議において報告し、進捗状況を確認する。

(2) 当社のコンプライアンス担当役員を委員長とし、社内委員、社外委員及びオブザーバーとして参加する監査役等にて構成されるガバナンス委員会を設置し、当社グループの経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し必要な予防対策について取締役会に報告する等の業務を行う。

(3) 新たに認識した当社グループにおけるリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 当社グループの内部統制の構築を目指し、当社内部監査室を当社グループの内部統制に関する担当部署とするとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築するために、取締役社長を委員長、経理部門担当役員を副委員長、各管掌取締役・執行役員・管理部長・内部監査室長を委員とし、オブザーバーとして参加する監査役にて構成される内部統制委員会を設置し、当社グループでのリスクコントロールを行う。

(5) 当社の内部監査部門が子会社を含めて、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、当社グループにおいて迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度により、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確化する。当社の取締役会、経営会議及び拡大経営会議において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。

(2) 組織規程、職務分掌表、権限・責任規程及び職務権限表を定め、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、当社グループにおける子会社管理の基本方針として、関係会社規程を策定する。

6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社は、当社が定める関係会社管理規程及び同規程にもとづく子会社運営基準に則り、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて子会社に対して関係資料等の提出を求める。

(2) 当社は子会社に対して、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、必要に応じて当社が開催する取締役会または経営会議に子会社役員または従業員が参加することを求める。

7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門及び管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員がその命令に関する業務遂行中に、監査役以外の指揮命令を受けたり、不当な制約を受けたりすることがないように取締役等は留意する。当該従業員に係る人事異動等の処遇に関しては監査役の意見を反映して決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は当社の役員及び従業員に対して、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

9. 監査役への報告に関する体制

(1) 締役及び従業員が監査役に報告するための体制

a 当社の監査役は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するため、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。

b 取締役及び従業員等は、取締役会その他の重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況、スピークアップ制度に基づく通報状況等を報告する。管理部門、内部監査部門は監査役との定期的な連絡会で、他の部門は監査役の求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。

(2) 会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

a.子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

b.子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはスピークアップ制度を利用する。

c.当社内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

d.スピークアップ制度の担当部門は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

10.監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

11.監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12.その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。また、当社は、監査役と管理部門及び内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。また、監査役は、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託する等の費用を請求することが出来る。取締役等は監査費用の前払又は償還の手続きその他の監査費用等について、監査役の職務に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応統括部署をコンプライアンス本部とし、情報の一元管理・蓄積のための取り組み支援、研修活動、マニュアルの整備、外部専門機関との連携を行います。また、平素から外部専門機関との連携を蜜に行うとともに、各種の暴力団排除運動に参加いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

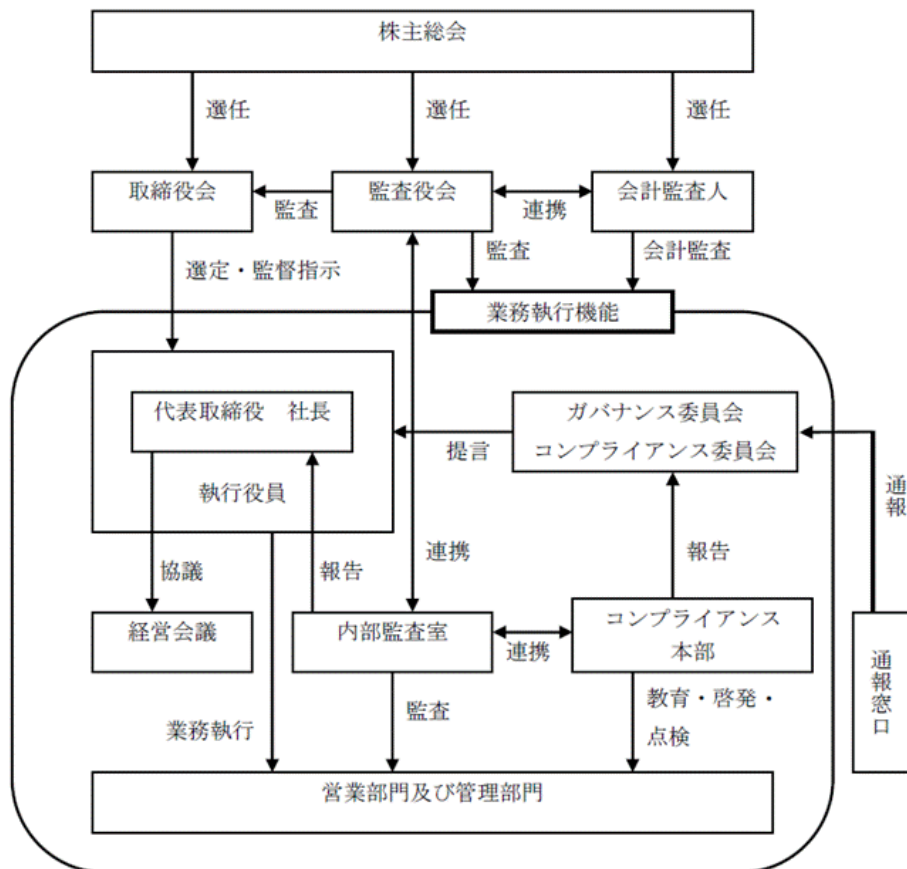
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、今後も一層、規程の整備や監査機能の充実等、体制の強化に努めてまいります。

〔参考資料①〕

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



〔参考資料②〕
適時開示体制の概要(模式図)

